

平成29年6月19日
財政局 税務部
西部市税事務所 市民税課
電話 270-3235
内線 96-300

千葉市政担当記者 様

個人市・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について（特定個人情報の漏えい事案の追加）

千葉市では、平成29年度個人市・県民税の特別徴収税額決定通知書の送付に当たり、4件9人分の特定個人情報の漏えい事案が判明したところですが、このたび、漏えい事案（2件2人分）が追加で判明しましたので、お知らせします。

1 通知書の送付状況

- (1) 送付日
平成29年5月15日（月）
- (2) 送付件数
約58,000件（約36万4千人分）
- (3) 送付方法
普通郵便

2 事案の概要（※追加で漏えいが判明した分）

事案	内 容	誤送付人数
1	（発覚日）5月25日 J事業所から、採用した従業員の特別徴収への切替えに伴う届出が出された際に、市民税課の職員が誤って別の者を従業員として処理し、J事業所に通知書を送付したもの	1人分
2	（発覚日）6月6日 K事業所から提出された給与支払報告書の内容を入力する際に、市民税課の職員が誤ってL事業所の従業員として処理し、L事業所に通知書を送付したもの	1人分

※当初に発覚の特定個人情報漏えい事案を含め、今回で誤送付人数は合計6件11人分。
（当初発覚の事案の概要は、次ページ参照）

3 誤送付された通知書に記載の内容（特定個人情報の漏えいの内容）

個人番号（マイナンバー）、住所、氏名、税額等
※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のこと。

4 対応状況

対象者は特定されており、通知書は既に回収済み。また、6月7日までに対象者及び関係事業所へ謝罪を行った。

5 再発防止策

通知書発送までの事務手順を詳細に検証し、チェック体制を強化するとともに、個人情報の適正な取扱いに対する意識の徹底を図っていく。

<参考>当初に発覚の特定個人情報漏えい事案の概要（平成29年5月24日記者発表済）

1 誤送付人数 4件9人分

2 誤送付された通知書に記載の内容（特定個人情報の漏えいの内容）
個人番号（マイナンバー）、住所、氏名、税額等

3 各漏えい事案の概要

事案	内 容	誤送付人数
1	（発覚日）5月16日 A事業所において、従業員がB事業所へ転職することに伴う手続きをする際に、本来であれば、市民税課に「給与所得者異動届出書」により届出すべきところを、「給与支払者の所在地・名称変更届出書」により届出したため、市においては、A事業所の名称がB事業所に変更されたものとして処理され、市民税課職員がA事業所の従業員の課税データ等を記載した通知書をB事業所に送付したものの	5人分
2	（発覚日）5月17日 市が委託している業務で、給与支払報告書（総括表、個人別明細等）を整理する作業の際に、誤ってD事業所の従業員がC事業所の従業員として処理され、市民税課職員がD事業所の従業員の課税データ等を記載した通知書をC事業所に送付したものの	2人分
3	（発覚日）5月19日 E事業所から、従業員が出先事業所Fへ転勤することに伴う異動届が出された際に、市民税課の職員が誤って別の従業員を転勤させる処理を行い、出先事業所Fに別の従業員の課税データ等を記載した通知書を送付したものの	1人分
4	（発覚日）5月22日 G事業所から、従業員がH事業所へ転勤することに伴う異動届が出された際に、市民税課の職員が誤って別のI事業所に転勤させる処理を行い、I事業所に通知書を送付したものの	1人分